

一般社団法人鳥取県建設業協会会長
一般社団法人鳥取県土木施工管理技士会会長
一般社団法人鳥取県管工事業協会会長
一般社団法人鳥取県造園建設業協会会長
一般社団法人鳥取県電業協会会長
部落解放鳥取県企業連合会理事長
鳥取県技能士会連合会会長

様

鳥取県県土整備部長
(公印省略)

本県発注工事に係る施工体制台帳等の様式の変更について（通知）

このことについて、建設業界の働き方改革や生産性向上を目的とした法改正に伴い、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）が改正され、施工体制台帳等について追加して記載すべき事項が定められました。

ついては、10月1日以降に請負契約の締結を行う本県発注工事に係る下請契約については、別添様式により作成及び提出を求めることとしましたので御承知いただくとともに、貴会会員への周知徹底をお願いします。

〔担当者：県土総務課建設業・入札制度室建設業担当 長谷川〕

電話 0857-26-7454

ファクシミリ 0857-26-8190

記

1 追加記載事項（概要）

（1）施工体制台帳

- 監理技術者補佐名
- 元請及び下請業者の現場作業員名簿（氏名、年齢、社会保険等の加入状況ほか）

（2）再下請通知書

- 2次下請以下業者の現場作業員名簿（氏名、年齢、社会保険等の加入状況ほか）

（3）施工体系図

- 監理技術者補佐名
- 特定専門工事（※）の該当の有無
※ 下請代金の合計額が3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事

2 適用日

請負契約締結の日が令和2年10月1日以降の本県発注工事に適用する。